

令和元年6月18日
こども未来部こども家庭支援課

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 施行規則の一部改正について

1 改正の理由

ひとり親家庭等の医療費助成については、全都的に統一した対応をする必要から、都の「ひとり親家庭等の医療費助成事業実施要綱」に基づき、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下、高確法施行令）」に準拠して高額療養費の自己負担上限額を定めている。

先般、高確法施行令の一部が改正されたことを受け、都において、実施要綱に定める自己負担上限額の改正を行うこととなった。

このことを受け、本区においても平成30年8月に「江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則」の一部を改正し、令和元年8月に第二段階の一部改正を行う。

2 改正の概要

住民税課税世帯の高額療養費の自己負担上限額について、高確法の所得区分「一般」の基準額に準じて改正する。

なお、高確法施行令の見直しは、負担が増える方への激変緩和のため二段階施行となっており、都の実施要綱においても同様の理由から二段階に分けて改正することとなった。

施行時期については都の実施要綱に準じているが、高確法施行令改正後、都において一定の検討期間が必要であったことと、医療保険とひとり親医療費助成における高額療養費の年間上限額の算定基準日を一致させる必要があることから、平成30年8月に第一段階の改正、令和元年8月に第二段階の改正を行うこととする。

自己負担 上限額(月額)	改正前	第一段階	第二段階
		平成30年8月～	令和元年8月～
外来	12,000円	14,000円 年間上限額14.4万円	18,000円 年間上限額14.4万円
入院	44,400円	57,600円 多数回該当44,400円	変更なし

3 新旧対照表

次頁のとおり

4 施行日

令和元年8月1日（ただし、第一段階の改正は平成30年8月1日施行済）

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(条例第6条第1項の規則で定める額)</p> <p>第14条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、同条に規定する法第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額(入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下単に「食事療養標準負担額」という。))又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額(以下単に「生活療養標準負担額」という。))を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。))第14条及び第14条の2の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、当該高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 令第15条第3項各号に定める者の区分にかかわらず<u>1万4,000円</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(条例第6条第1項の規則で定める額)</p> <p>第14条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、同条に規定する法第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額(入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下単に「食事療養標準負担額」という。))又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額(以下単に「生活療養標準負担額」という。))を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。))第14条及び第14条の2の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、当該高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 令第15条第3項各号に定める者の区分にかかわらず<u>1万8,000円</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p>第15条～第23条 (略)</p> <p>別表第1～別表第5 (略)</p> <p>別記第1号様式～別記第12号様式 (略)</p>	<p>第15条～第23条 (略)</p> <p>別表第1～別表第5 (略)</p> <p>別記第1号様式～別記第12号様式 (略)</p>
	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条の2の規定は、令和元年8月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和元年7月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>